

1 一般 共通 事項	26 完成図等	<p><1.8.1>1.8.2><1.8.3></p> <ul style="list-style-type: none"> 完成原因 <ul style="list-style-type: none"> 1部 2部 2部 C D1枚 白焼2つ折製本 白焼縮小(A3版)2つ折製本 完成図面電子データ <p>(JWW、DXF形式及びPDF形式(解像度300DPI程度))</p> <p>建築物等撤去後の杭等土中埋設物状況図(施工後)</p>	1部 (CD共)	
	27 工事書類提出	<p>※ 以下の工事書類を適宜監督職員に提出すること</p> <p>(着手前)</p> <p>総合施工計画書(安全衛生管理体制画、防火統括責任者届、火元責任者届、工事監理体制表、緊急時連絡体制表、緊急連絡先一覧表、全体工程表)、工種別施工計画書、技能士届書、ほか</p> <p>(随時)</p> <p>月間工程表、週間工程表、工事週間報告書、日報、休日夜間作業届、下・本検査指示書、指示連絡事項応答書、打合せ記録(随時・定例・分科会)使用材料品届、使用材料同等品審査願、各種施工図・承認図、ほか</p> <p>(完成時)</p> <p>工事写真、警備日誌(写)、現場出入車両記録、出荷証明書、現場決議書全体工程表(実施)、竣工図、工事引継ぎ事項一覧表、ほか</p> <p>※ その他監督員の指示する工事書類一式</p>		
	28 工事検査	<p>※ 杭や基礎等の地中埋設物の撤去状況を、工事写真等の書面で確認できない若しくは建築物等の上部構造におけるコンクリートガラ等の処分量に疑義があると監督職員が判断した場合、請負者は監督職員の指示に従い敷地の任意の箇所を重機等で掘り起し、地中埋設物の撤去完了又はコンクリートガラ等の不法投棄が無いことを示さなければならない。</p> <p>この場合に必要な資機材、労務等は請負者負担とする。</p> <p>※ 請負者は竣工検査に立会し、手直し等がある場合は契約期間内の監督職員が指定する期日までに完成させ、再検査を受けること。</p>		
	29. 機械警備センサー	機械警備センサーの撤去等は下記業者に依頼すること。		
	30 火災保険等	<p>工事目的物(撤去含む)及び工事材料等について、次により保険に付し、保険証書の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険 ※ 賠償責任保険</p> <p>保険期間 ※ 工事着手から工事目的物引き渡し(撤去完了)まで</p>		
	2 仮 設 工 事	1 仮囲い	<p>※ 設ける ・ 設けない</p> <p>仮囲いの位置及び延長は図示による。</p> <p>○フェンスバリアード(H=1,800)</p> <p>○キャスターゲート(H=1,800、W=図示)×5箇所</p>	
	2 交通誘導員(B種)	<p>※ 配置する(常駐 2人×58日=116人日)</p> <p>※ 配置する(非常駐 = 22人日)</p> <p>・ 配置しない</p>		
	3 揚重機械器具	<p>・ トラッククレーン (t吊り) × 日</p> <p>(t吊り) × 日</p>		
	4 工事表示板	<p>※ 設置する(設置枚数 各1枚)</p> <p>以下のものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。</p> <p>建設業許可標識(解体工事業者登録票)、労災保険関係成立票</p> <p>施工体系図、現場事務所の電話番号、週間工程表</p> <p>建設リサイクル法通知済みシール、</p> <p>建退共制度の適用標識、アスベスト施工に関する事前調査結果</p> <p>・ 設置しない</p>		
	5 足場その他	<p>内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 棚足場 <2.2.1>[2.2.2]</p> <p>外部足場 ※ A種 ※ B種 ・ C種 <表2.2.1></p> <p>※ D種 ・ E種</p> <p>防護措置 ※ 設ける ・ メッシュシート ※ 防音シート ・ 防音パネル</p> <p>・ 垂直養生ネット ・ 防護棚(朝顔)</p> <p>・ 設けない</p> <p>材料の運搬 ・ A種 ○ B種 ・ C種 <表2.2.2></p> <p>・ D種 ・ E種</p> <p>※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。</p>		
6 養生	<p>固定備品、机、家具等の移動 ・ 行う(図示) ※ 行わない <2.3.1></p> <p>既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管 ・ 行う(図示) ※ 行わない</p> <p>養生の方法 :</p> <p>保管場所 :</p>			
7. 仮設間仕切り	<p>・ 設ける(図示) <2.3.2><表2.3.1></p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>・ 木下地 ・ 軽量鉄骨</p> <p>せつこうボード厚 ・ 9.5 ・ 12.0 ・ 12.0+9.5</p> <p>仮設扉 ・ 有 ※ 無</p> <p>・ 片開き (箇所) ・ 両開き (箇所)</p> <p>・ 木製 ・ 鋼製 ・ アルミ製</p>			
8 監督職員事務所受注者事務所	<p>監督職員事務所 [2.3.1]</p> <p>○ 設けない(受注者事務所に打合せ会議室を確保する)</p> <p>・ 設ける(規模 m程度 受注者事務所と同様 ・ 可 ・ 否)</p> <p>備品(</p> <p>※ 受注者事務所を設置する場合は、建築基準法を遵守したコンクリート基礎への緊結を行うこと。設置場所については監督職員の承諾を得ること。</p>			
9 工事用水	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる(・有償・無償) ※ 利用できない</p> <p>※ 工事仮設用として上下水道局と契約するものとする。</p>			
10 工事用電力	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる(・有償・無償) ※ 利用できない</p> <p>※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く</p> <p>※ 工事仮設用として電力供給会社と契約するものとする。</p>			
11 工事用通路	<p>・ 指定しない ○ 指定する(図示)</p>			

3 解 体 施 工	1 一般事項	<p>※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。</p> <p>※ 解体工事用重機、仮設材等の工事車両搬入出時と同様に、近隣住民に配慮し安全確保、騒音振動の減少に努めること。</p> <p>※ 解体工事の実施に先立ち、事前に解体建物の立地条件や周辺状況を調査し、現場を十分熟知の上施工を行うとともに、作業員及び周辺の安全確保、環境保全に努めること。なお不明な点は、監督職員と適時協議打合せを行い、その指示に従うこと。</p> <p>・ 解体工事に先立ち、最初にシーリング材(PCB含有[※]リゾルフィン[※]シーリング)の撤去工事を行うこと。保管場所については監督職員の指示に従うこと。</p> <p>※ 供給設備の撤去に当たっては事前調査を行い、必要な手続きが完了した後、施工を行うこと。</p> <p>※ 洗車設備を1ヶ所以上設置する。ただし、工事車両の出入口を2箇所以上設定する場合は、当該箇所ごとに追加設置すること。</p> <p>※ 基礎部分は特記無き限り杭を含め完全に掘り起こし撤去すること。</p> <p>※ 解体材の焼却等一切の火気を禁ずる。</p> <p>※ 作業場内には高圧散水機を設置し、解体・分別・積込みの作業重機毎に、散水者を配置し常に防塵に努めること。また敷地周辺に粉塵の飛散無きよう、作業前から解体物や仮置ガラ等を十分に湿潤した上で、散水者による放水を行いながら施工すること。散水ノズルを固定した無人の散水は認めない。</p> <p>※ 粉塵の飛散が特に多い場合、又は監督職員の指示がある場合は、解体・分別・積込みの作業重機毎に、散水者を2名配置し防塵強化に努めること。</p>	
	2 施工計画書等	<p>総合施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。</p>	
	3 事前措置	<p>【害虫駆除】 [3.2.1]</p> <p>※ 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想されるため仮囲い設置完了後、撤去作業前に建物の内外に以下に示す薬剤を散布しゴキブリ等の害虫駆除及び移動防止を図る。</p>	
	薬剤の種類	成分:フェニトロチオン(乳剤、粉剤とも)	
	乳剤	10%濃度、10~20倍希釈液を50ml/m ² 噴霧。建物内部、建物外周	
	粉剤	1.5%濃度、20g/m ² 散布。仮囲い内側	
	※ 駆除方法は次による。	<p>(1) 薬剤使用によるベットの事故等周辺住民に迷惑がかけられないよう駆除前に注意書の配布、掲示等でお知らせを行う。</p> <p>(2) 雨天時、強風時は駆除作業は行わない。</p> <p>(3) 駆除作業の完了後は、終日養生に努める。</p> <p>(4) 駆除作業者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく登録業者とする。</p> <p>(5) 駆除作業の完了後、速やかに上記業者から衛生害虫駆除作業記録表を提出させる。</p>	
	【電気・機械設備類】		
	※ 給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は次の(i)及び(ii)による。	<p>(i) 切断は解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めするなど止水又は漏えい防止措置を講ずる。</p> <p>また切断位置は明確にし、記録を監督職員に提出する。</p> <p>(ii) 新たに配管、配線等の切回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。</p>	
	※ 給水本管(直圧部)の閉栓等については、門真市水道条例に基づく施工者で施工のこと。		
※ 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷の放電を行う。			
※ 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故発生を防止する。			
※ 衛生器具等は十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。			
※ ガス閉栓及びメーターに関する施工は「ガス事業法」に基づく事業者の責任施工とする。			
※ 次のものは撤去前に内容物の回収を要する。	<p>廃油、各種冷媒、廃酸、廃アルカリ</p>		
※ 特定製品に係わるフロン類の改修及び破壊の実施確保に関する法律に基づき適切に処理すること。			
4 解体方法	<p>解体撤去の施工に先立ち、分別解体等を適切に遂行するための具体的手段と方法を明示した施工計画書を作成し監督職員に提出すること。</p> <p>建築物の解体撤去に当たっては分別解体等を行う事とし、解体方法は次のとおりとする。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上これによりがたい場合は、監督職員の指示による。</p> <p>[3.3.1-2]</p>		
解体の対象	解体方法		
建築設備、内装材、屋根葺材等	※手作業 ・ 手作業、機械作業の併用		
外装材、躯体、基礎及び杭、構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管	・ 手作業 ※ 手作業、機械作業の併用		
5 内装材	<p>内装材は、次の(1)から(6)に分別解体する。 [3.5.1]</p> <p>(1) 木材</p> <p>(2) 鋼製建具、アルミ製建具、SUS製建具</p> <p>(3) せつこうボード</p> <p>(4) ALCパネル</p> <p>(5) 壁、天井材等の金属下地</p> <p>(6) その他の内装材等</p>		
6 外装材	<p>外装材は、次の(1)から(8)に分別解体する。 [3.6.1]</p> <p>(1) ALCパネル</p> <p>(2) 押出成形セメント板</p> <p>(3) メタルカーテンウォール</p> <p>(4) PCカーテンウォール</p> <p>(5) ガラスカーテンウォール</p> <p>(6) ガラス</p> <p>(7) 建具</p> <p>(8) その他の外装材</p>		

7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000	<p>7 躯体</p> <p>躯体は、次の(1)から(5)に分別解体する。 [3.8.1-2]</p> <p>(1) コンクリート</p> <p>(2) 鉄筋</p> <p>(3) 鉄骨</p> <p>(4) 木材</p> <p>(5) その他の構造材</p> <p>・ コンクリート等の撤去作業については、原則、油圧式の圧碎機を使用し、低騒音、安全で能率的な作業方法により順次解体すること。</p>												
	8 杭	<p>杭の解体 [3.9.2]</p> <p>・ 行う (・杭頭から mまで ・ 全長)</p> <p>・ 行わない 存置した杭については杭芯位置を測測し、記録を監督職員に提出すること。</p>											
	9 樹木等	<p>樹木の伐採伐根及び移植 [3.10.1]</p> <p>○ 行う(図示による)</p> <p>樹木の撤去は、特記なき限り根株を含めて掘り起こし、場外搬出処分とする。</p>											
	10 地下埋設物の埋設配管	<p>地下埋設物及び埋設配管の解体 [3.11.1]</p> <p>○ 行う(図示による)</p>											
	11 解体後の整地	<p>・ 解体後の埋戻し及び盛り土 [3.12.1]</p> <p>※ 行う</p> <p>埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1)</p> <p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種</p> <p>なお、埋戻し及び盛り土は、各層300mm程度ごとに締め固める。</p> <p>埋戻し範囲</p> <p>・ 図示による</p> <p>整地の高さ</p> <p>※ 現状GL</p> <p>・ 図示による</p> <p>・ 周辺への土砂流出を防ぐため、敷地周囲2mは再生砕石敷き(t40)とする。</p>											
	12 排水	<p>解体整地後の雨水排水措置として、敷地の四隅から中央にかけ溝掘りを行い、簡易的な溝の設置及び公共下水道への排水接続を行うこと。</p>											
	13 廃家電品	<p>・ 処分有 ○ 処分無</p> <p>廃家電処理の全過程を確認するため、請負者は「家電リサイクル券システム」を採用し監督員に原本照合を受け、写しを提出すること。</p> <table border="1"> <tr> <th>廃家電の種類</th> <th>個数(ヶ)</th> </tr> <tr> <td>エアコン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫・冷凍庫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗濯機・衣類乾燥機</td> <td></td> </tr> </table>	廃家電の種類	個数(ヶ)	エアコン		テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機		
	廃家電の種類	個数(ヶ)											
	エアコン												
	テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)												
冷蔵庫・冷凍庫													
洗濯機・衣類乾燥機													
4 1 運搬及び処分の委託	<p>[4.3.1]</p> <p>建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。</p> <p>建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。</p>												
2 再資源化等	<p>次の建設廃棄物は「発生材の処理」[1.3.10]によるものを除き再資源化する。</p> <p>○建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物</p> <p>(1) コンクリート</p> <p>(2) コンクリート及び鉄からなる建設資材</p> <p>(3) アスファルト、コンクリート</p> <p>(4) 木材</p> <p>・ 金属類</p> <p>・ 小型二次電池</p>												
5 1 運搬処分及び回収の委託	<p>[5.3.1]</p> <p>特別管理産業廃棄物の運搬、処分及び回収の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令の規定により、委託先ごとに個別で行う。</p> <p>特別管理産業廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。</p>												
2. PCBを含む機器類等	<p>PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有機器 ・ 有(数量は図示) [5.4.3]</p> <p>・ 無</p> <p>PCB含有シーリング材 ・ 有(施工範囲は図示)[5.4.4]</p> <p>・ 無</p> <p>・ PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、監督職員の指示する門真市保管場所へ移設する。</p> <p>・ PCB廃棄物の門真市保管場所への移設にあたっては、門真市とPCB廃棄物収集運搬業者の間で、廃棄物処理法に従い書面により委託契約を締結することとし、移設運搬に係る費用については、請負者の負担とする。</p>												
3 廃油	<p>[5.4.5]</p> <p>オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、[5.3.1]により、関係法令等に従い回収し、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。</p> <p>廃油の回収に際しては、養生を行い土壌への汚染を防止する。</p>												
4 廃酸、廃アルカリ	<p>[5.4.6]</p> <p>次の機器に含まれる酸・アルカリの処理は、[5.3.1]によるか又は製造業者に委託して、関係法令等に従い回収し、中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。なお、適用は特記による。</p> <p>(1) 吸収冷凍機、直焚き吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等</p> <p>(2) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液</p>												

6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	1 一般事項	<p>石綿等の取扱については、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)(以下、「大防法」という。)及び石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿則」という。))を遵守すること。</p> <p>施工調査 <9.1.1(d)>[6.1.2]</p> <p>・ 行わない</p> <p>※ 行う (大防法第18条の17により、同法の特定制事に該当するか事前調査を行うこと。調査結果は、図面等に記録し、書面により発注者に説明の上、提出すること。特定制事に該当する場合、受注者は大防法第18条の15による届出書の案を作成し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。)</p> <p>調査事項</p> <p>※ アスベスト含有建材等の使用部位</p> <p>※ アスベスト含有建材等の種類、厚さ、面積</p> <p>※ 施工範囲と工事範囲区分</p> <p>※ 排出等作業の方法</p> <p>調査結果を公衆に見やすいよう掲示すること。</p> <p>※ 事業場の名称 ※ 調査結果</p> <p>※ 建築物の種類 ※ 調査者及び所属</p> <p>※ 調査方法 ※ 調査終了年月日</p> <p>※ 発注者からの通知</p>			
	アスベスト含有分析	<9.1.1(d)>[6.1.2]			
	※ 行わない				
	※ 行う(分析結果は監督職員に提出する。)				
	調査箇所	※ 図示 ()			
	分析方法	※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。			
	材 料 名	定性分析	定量分析		
		(試料数:)	(試料数:)		
		(試料数:)	(試料数:)		
	アスベスト粉じん濃度測定	<9.1.1(e)>[6.1.3]			
・ 行わない					
※ 行う(別紙による)					
「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部- :光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。					
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点	室名等
・ 測定1	処理作業前	処理作業室内(注1)	※2点	・ 点	
・ 測定2		施工区画周辺又は敷地境界	※2点	・ 点	
・ 測定3	処理作業中	処理作業室内(注1)			

6	② 除去工事共通事項	<p>専門工業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。 <9.1.2(a)>[6.2.1]</p> <p>作業主任者の選出 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 <9.1.2(b)>[6.2.2]</p> <p>除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。 <9.1.2(c)>[6.2.3]</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。 <9.1.2(d)></p> <p>表示及び掲示 見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 ※ アスベスト作業主任者名と職務内容 ※ 関係者以外立入禁止 ※ 喫煙・飲食の禁止 ※ アスベスト有無の事前調査の結果概要 ※ アスベストの有害性 ※ 取り扱い上の注意事項 ※ 使用するべき保護具 ※ 「アスベスト除去作業中」の表示 <9.1.2(f)>[6.2.5]</p> <p>周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」 <9.1.2(g)>[6.2.6]</p> <p>保護具、保護衣 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。 <9.1.3(c)><9.1.4(d)><9.1.5(c)></p> <p>除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 [6.3.3][6.4.4][6.5.3] ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。 <9.1.3(b)>[6.3.2]</p> <p>作業場等の隔離等 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。 <9.1.3(a)>[6.3.1]</p> <p>隔離シートの性能 ※ 土間・床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重 ※ 壁・天井面 ※ 0.10mm以上のプラスチックシート等 ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。 <9.1.3(a)>[6.3.1]</p> <p>セキュリティゾーンの設置 下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>室名</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 更衣ロッカー 呼吸用保護具保管箱 新品の保護具 洗顔、うがい設備 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 負圧 エアシャワー（温水シャワー） </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 負圧 高性能真空掃除機 使用済み保護衣保管かご </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。</p> <p>除去物及び汚染等 処理方法 ※ 密封処理（二重袋梱包） 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。 セメント固化 <9.1.3(b)>[6.3.2]</p> <p>アスベスト除去工法 吹付アスベストの除去工法は、「湿式はつり工法」とする。</p> <p>施工フロー 別紙による</p>	適用	室名	状態			<ul style="list-style-type: none"> 更衣ロッカー 呼吸用保護具保管箱 新品の保護具 洗顔、うがい設備 			<ul style="list-style-type: none"> 負圧 エアシャワー（温水シャワー） 			<ul style="list-style-type: none"> 負圧 高性能真空掃除機 使用済み保護衣保管かご 	<p>使用機器 ・ 超強力汚泥吸引車 ・ グライNDER ・ バキューム・ローダ ・ マルチる過機 ・ 0.2μ フィルターシステム ・ 廃水処理については環境測定を行い、排出基準に準拠した状態で放流を行う。 ・ 浮遊物質量(SS)：600mg/ℓ未満 ・ PH：PH5を超え9未満 ・ アスベスト含有量：アスベスト検出限界値以下50f/ℓ</p> <p>養生等 ・ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。 <9.1.4(b)>[6.4.2]</p> <p>掻き落とし、破砕、切断による除去方法 ・ 行わない ・ 行う (<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」による)</p> <p>除去工法 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。 除去物については<9.1.3(b)>により、密封処理とする。 <9.1.4(c)>[6.4.3]</p> <p>アスベスト含有成形板の除去工事 行う (適用範囲 台所：CFシート下Pタイル) 行わない <9.1.5>[6.5.1]</p> <p>養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。 <9.1.5(a)>[6.5.1]</p> <p>除去工法 ※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。 ※ 運搬時の飛散防止の為、丈夫なプラスチック袋のまま運搬車両に積み込みし、処分場所まで運搬すること。 <9.1.5(b)>[6.5.2]</p>	<p>① 過積載防止対策要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、門真市が発注する建築工事の施工において、コンクリートガラ等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）の過積載を防止するため、建設工事請負業者（以下「請負者」という。）に対して行う措置等に関し必要な事項を定め、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1) コンクリートガラ等とは、コンクリートガラ及び建設発生土をいう。 (2) ダンプトラック等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条第2項及び同法施行規則第1条に規定する自動車をいう。 (3) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。本要領では、ダンプトラック等について、コンクリートガラ等の積載量が自動車検査証に記載される最大積載量を超えている場合を過積載とする。</p> <p>(適用の範囲) 第3条 この要領は、本市が発注する建築工事のうち、ダンプトラック等を使用してコンクリートガラ等を運搬する工事に適用する。この場合、設計者は特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。</p> <p>(施工計画書の提出) 第4条 請負者は、施工計画書の作成に当たっては、過積載防止計画として次の各号に定めるところにより記載する。 (1) コンクリートガラ等の運搬量、運搬先（道路略図の添付）、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負者名、組織図、その他コンクリートガラ等の運搬に関すること。 (2) 積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関すること。</p> <p>(工事関係者への啓発) 第5条 請負者は過積載防止をより一層徹底するため、簡便なトランクスケール等の設置並びに工事関係者への周知徹底及び過積載防止への啓発を行うなどして、過積載防止の促進に努めるものとする。</p> <p>(積載量の管理) 第6条 積載量の管理は、次の各項に掲げる方法による。 2 請負者は、ダンプトラック等を使用してコンクリートガラ等を場外へ搬出する場合、車両毎に積載量を自重計又はトランクスケール等（以下「自重計」という。）により計測し、積載量を適正に管理しなければならない。 3 請負者は、コンクリートガラ等をダンプトラック等に積み込む場合、荷台枠（標準的な10tダンプトラックの場合、上限48cmまでの高さを超えて積み込んで서는ならない。 ただし、建設発生土については、土質条件（比重、含水比、間隙率等）により単位体積重量に変動が見られることから、上記によりがたい場合、請負者は積載量の管理方法について検討し、本市監督職員（以下「監督員」という。）の承諾を得なければならない。 4 請負者は、コンクリートガラ等が前項の規定を超えて積載されている場合、直ちに減量しなければならない。</p> <p>(仮置き場の取り扱い) 第7条 請負者が、工事現場からコンクリートガラ等を請負人等のストックヤード等へ一時仮置きし、後日最終処分地へ運搬する場合、仮置き場においても、工事現場と同様に積載量を適正に管理しなければならない。 2 前条の規定は、前項の規定による場合に準用する。</p> <p>(記録) 第8条 請負者は、コンクリートガラ等の搬出日ごとに搬出車両記録表（任意書式）を作成し、監督員には定期的に「搬出車両記録報告書」（様式1）により報告する。また、請負者は、工事完成後に工事期間中のすべての搬出車両記録表を監督員に提出するほか、監督員から請求があった場合、直ちに関係資料を提出しなければならない。</p> <p>(設計数量と搬出数量に差異がある場合の措置) 第9条 搬出車両記録表によるコンクリートガラ総搬出量と設計数量（参考数量）との間に大きな差異があると監督員が判断した場合、請負者は自らの負担により、監督員の指示する場所を探り掘りやその他の方法で、場外搬出すべきコンクリートガラが場内に残っていないことを明らかにするとともに、本市が求める必要な措置に応じなければならない。</p> <p>(改善措置等) 第10条 請負人は、工事現場及び記録書類等により過積載を確認した場合、原因調査、積載量管理方法の見直し及び過積載防止対策の改善措置について、「改善報告書」（様式2）に記載し、監督員に報告しなければならない。</p> <p>(請負工事成績項目評定への反映等) 第11条 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、請負工事成績項目評定において適正に反映させる。</p> <p>(契約の変更等) 第12条 改善報告書提出後において、なお過積載が頻繁に行われた場合、現場決議書又は工事請負契約の変更事項とし減額する。</p>	<p>7 そ の 他</p> <p>7 そ の 他</p> <p>1. メーカーリスト</p>	<p>各図面に示すほか、以下の項目は記載のメーカー同等品以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目名</th> <th>会社名</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目名	会社名	品名			
		適用	室名	状態																				
		<ul style="list-style-type: none"> 更衣ロッカー 呼吸用保護具保管箱 新品の保護具 洗顔、うがい設備 																						
		<ul style="list-style-type: none"> 負圧 エアシャワー（温水シャワー） 																						
		<ul style="list-style-type: none"> 負圧 高性能真空掃除機 使用済み保護衣保管かご 																						
品目名	会社名	品名																						
備考	<p>株式会社 日匠設計 一級建築士事務所登録 京都府知事登録 (30A) 第01953号 一級建築士 大臣登録 第84790号 森田 恭介</p> <p>門真市 まちづくり部 公共建築課</p>	<p>図面名称 特記仕様書(3)</p> <p>工事名称 野里町住宅等撤去工事</p>	<p>縮尺 日付</p> <p>R3.3</p>	<p>課長 課長補佐 主任 担当 図番番号</p> <p>A-003</p>																				

特記事項

【アスベスト含有仕上塗材除去工事】

- (1) 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]（厚生労働省） ※各協議・届け出等全て

【湿式はつり工法】

- (2) 所轄の環境局、労働基準監督署の指示に従うこと

【廃材処理】

- (1) 集積した塗膜は、0.15mmビニール袋で二重梱包し、特別管理型産業廃棄物として一時保管後、管理型最終処分場にて処分する。
(現場保管：建物内とし、施錠管理)

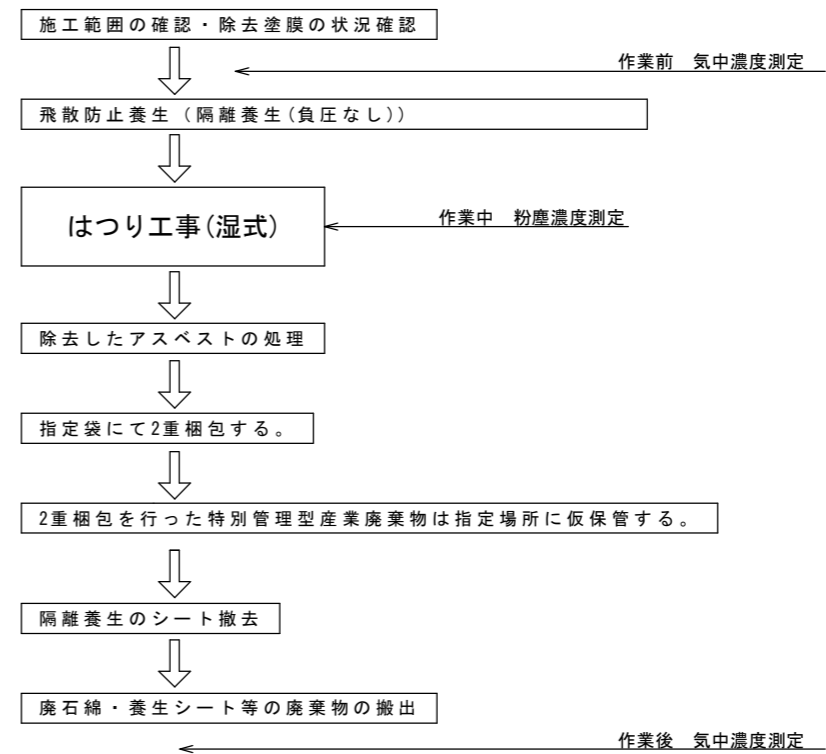
【アスベスト粉じん濃度測定】

- (1) 行う。測定時期および箇所は以下に準ずる。

測定時期	測定箇所		
処理作業前	敷地境界 1点	合計 1点	(第三者機関依頼)
処理作業中	敷地境界 4点	合計 4点	(第三者機関依頼)
処理作業後	敷地境界 1点	合計 1点	(第三者機関依頼)

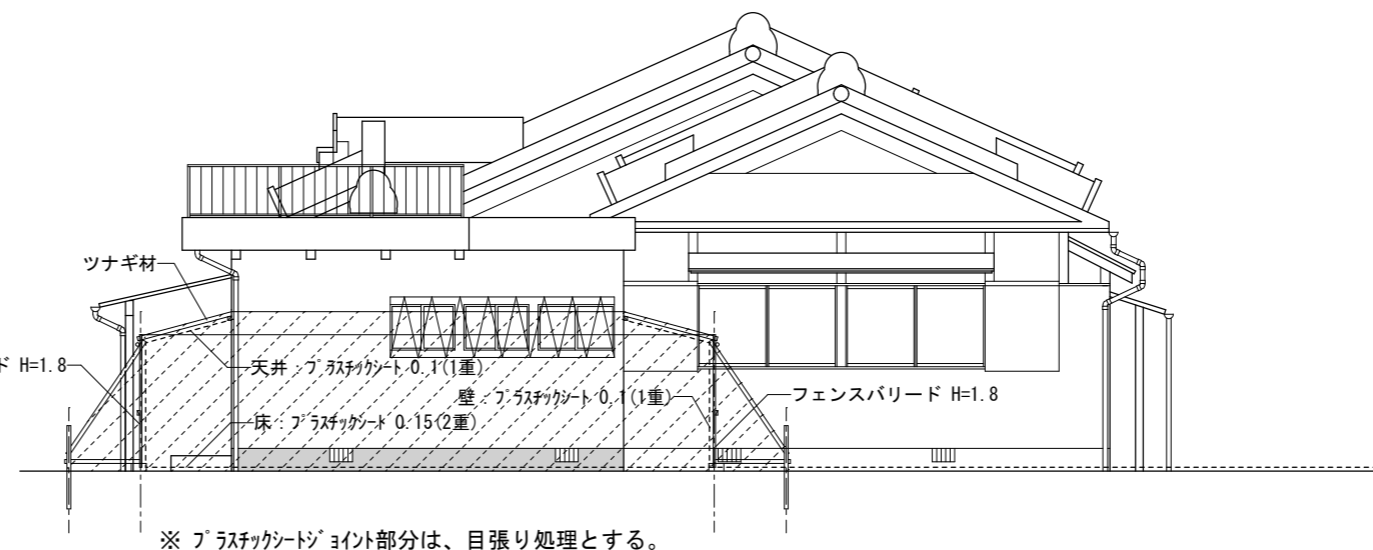
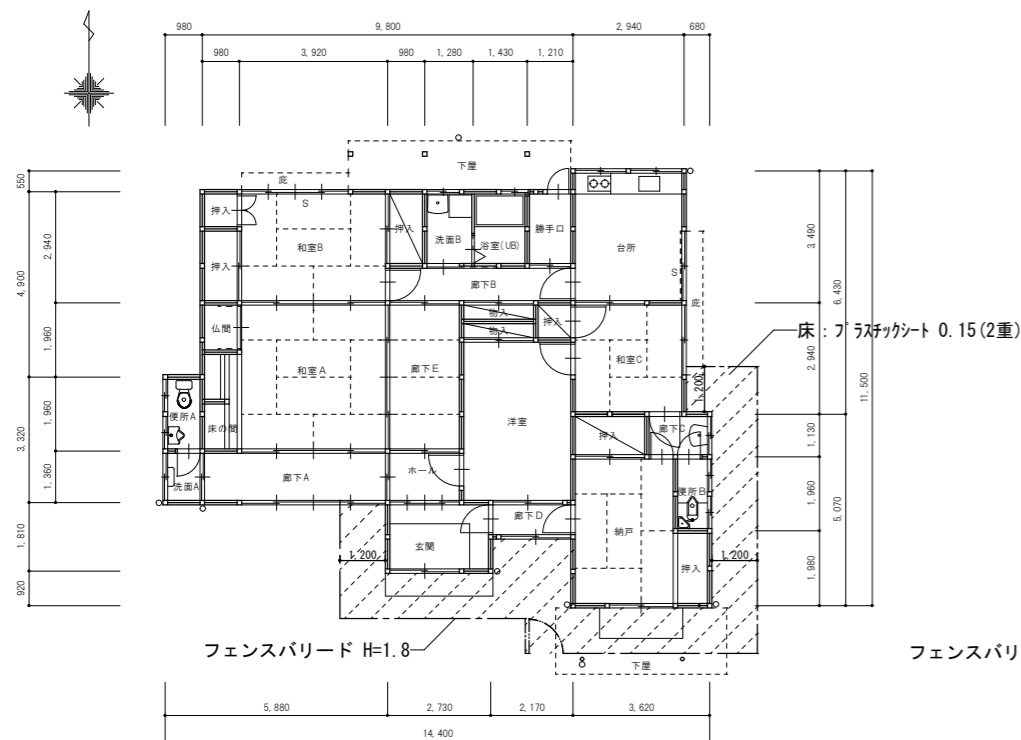
- (2) 速報値で管理値（10 f/L以下）を満たしていることを確認する。

【アスベスト含有仕上塗材除去工事フロー図】



【除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等】

- (1) 除去したアスベスト含有材等を搬出するまでの間現場に保管する場合は、廃石棉等（特別管理型産業廃棄物）として一定の保管場所を定め、他の建設副産物等と分別して保管する。
- (2) 一時保管場所はシートで覆うなどの飛散対策を講じ、アスベスト含有材等の保管場所であることを掲示する。
- (3) アスベスト含有材等の運搬車及び運搬容器は、アスベスト含有材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。
- (4) 運搬車の荷台には覆いをかけるなど飛散防止措置を講じる。
- (5) 除去したアスベスト含有材の処分は廃石棉等（特別管理型産業廃棄物）として、管理型最終処分場の一定の場所で埋め立て処分する。

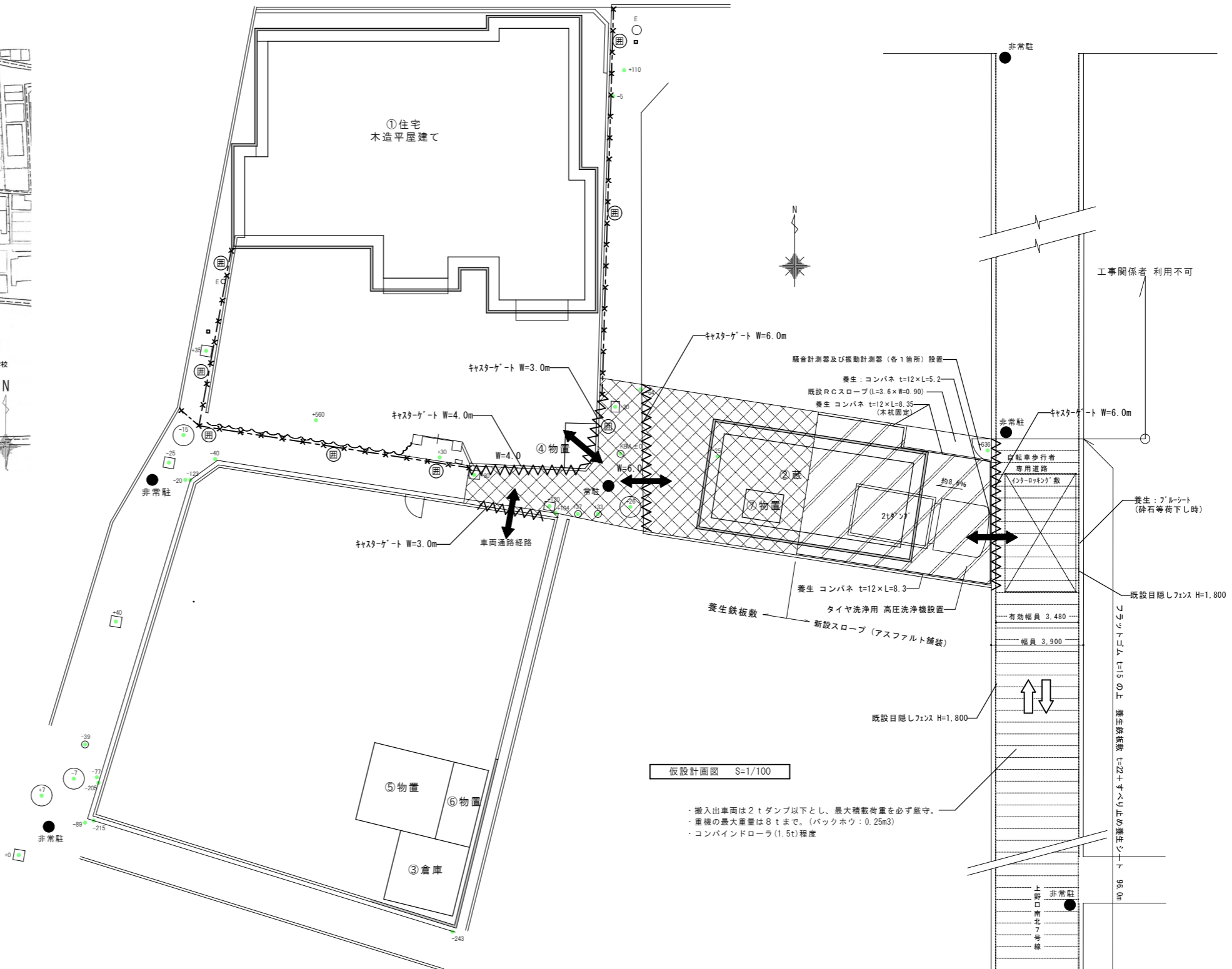




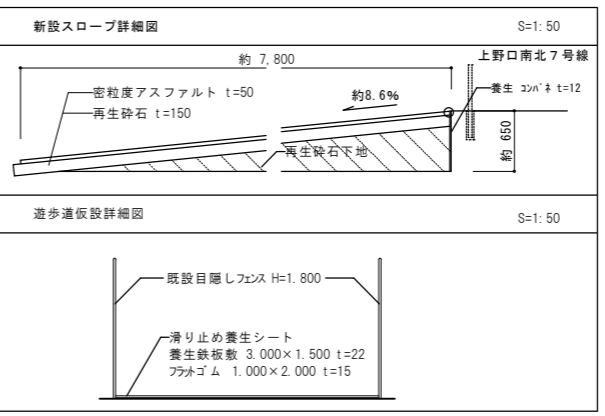
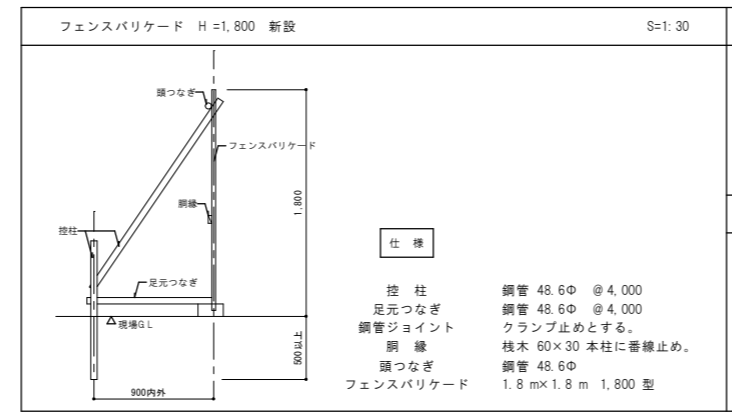
付近見取図

番号	構造	階数	延べ床面積	用途	調査箇所	調査時期	地番
①	木造	2階建	169.29㎡	住宅	内部・外部	事前・事後	野里町 77-2
②	木造	1階建	104.77㎡	住宅	内部・外部	事前・事後	野里町 76
③	木造	1階建	約125.00㎡	住宅	内部・外部	事前・事後	野里町 78-1

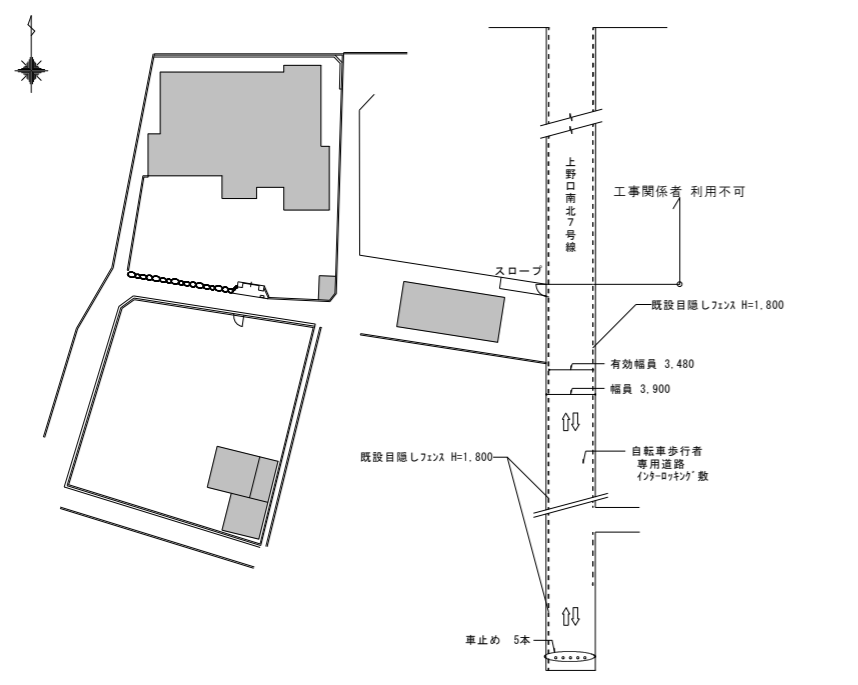
凡例	仮設計画リスト
	工事関係 進入経路を示す。
	飛散防止足場：単管一本足場(防音シート共)
	外部 仮囲い：フェンスバリケード H=1,800を示す。 36.40m
	養生鉄板敷 t=22
	新設スロープ：アスファルト舗装（密粒度アスコン A-5-15） コンパインドローラ(1.5t)程度
	フラットゴム t=15 + 養生鉄板敷 t=22 + 滑り止め養生シート
	ガードマン設置位置を示す。(常駐2名)
	車両通路経路
	キャスターゲート H=1,800 (目隠しフェンスH=1,800 撤去)
<ul style="list-style-type: none"> 仮置土は、場内に置ける範囲とする。 解体撤去工事詳細については、「撤去図」参照 車両通路及び工事エリア周辺通路を汚損させた場合、速やかに復旧すること。なお、これらの費用負担は受注者とする。 工事車両、現場事務所等の設置場所は、監督職員の承諾を受けること 	
※ 本工事敷地境界線上に、騒音計測器及び振動計測器(各1箇所)を設置し、 公衆の見易い場所に測定値を掲示し、書面に監督職員に提出すること。	



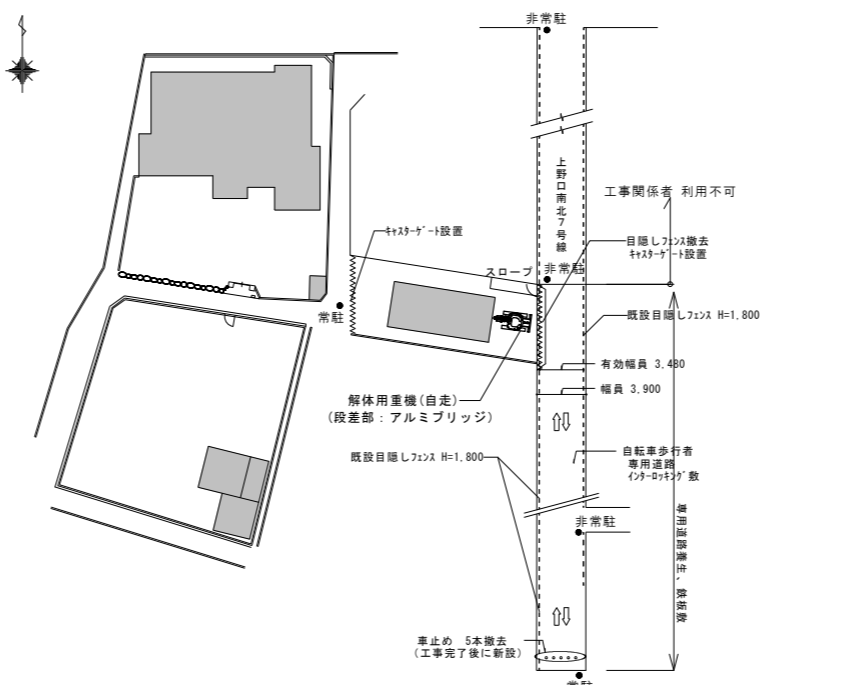
仮設計画図 S=1/100



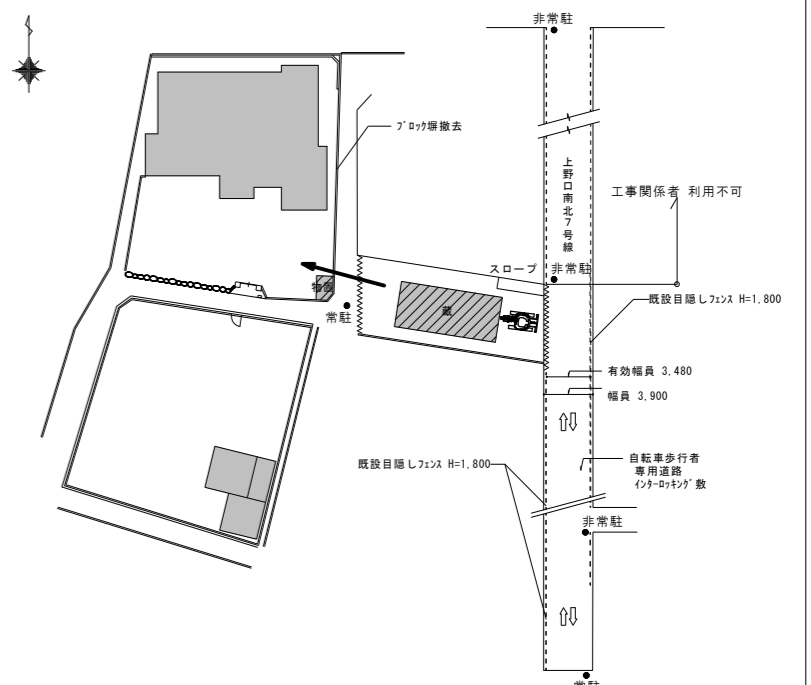
・搬入出車両は2tダンプ以下とし、最大積載荷重を必ず厳守。
 ・重機の最大重量は8tまで。(バックホウ：0.25m3)
 ・コンパインドローラ(1.5t)程度



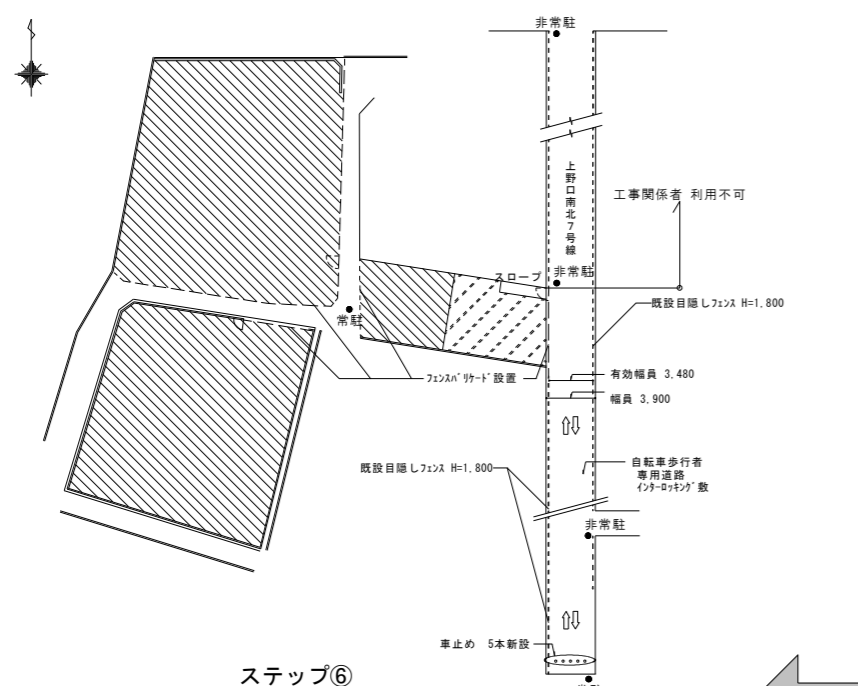
ステップ①
工事開始前



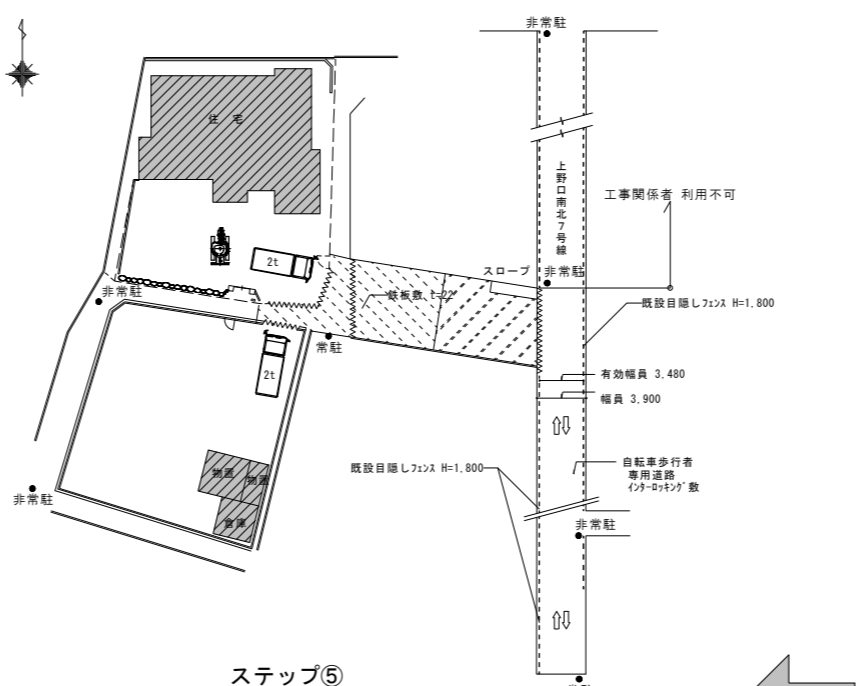
ステップ②
車止め撤去、専用道路養生、鉄板敷
目隠しフェンス撤去、キャストゲート設置、重機搬入
バックホウ: 0.25m³ 1台(自走)
(自転車・歩行者専用道路は通行止め)



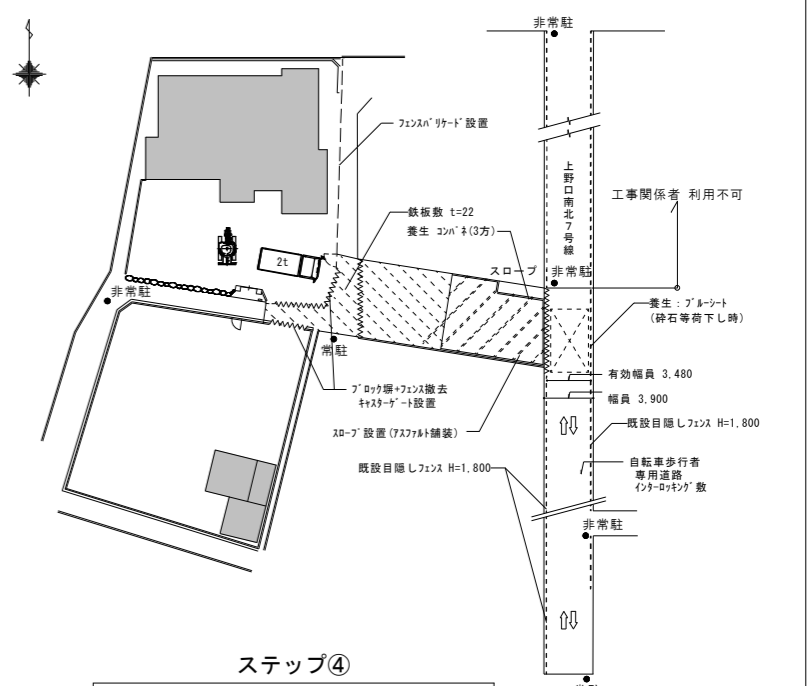
ステップ③
蔵撤去
ブロック塀・物置撤去、解体材仮置き
バックホウ: 0.25m³ 1台



ステップ⑥
鉄板敷撤去、整地、フェンスリフト設置、
専用道路養生撤去、車止め新設
(自転車・歩行者専用道路は通行止め)



ステップ⑤
7スラスト外壁仕上材撤去、搬出
樹木(生垣)・住宅撤去、搬出
倉庫・物置・外構撤去、搬出
バックホウ: 0.25m³ 1台
搬出車両: 2tトラック/ダンプ車



ステップ④
スロープ設置の上鉄板敷、搬出、鉄板敷
バックホウ: 0.25m³ 1台、コンパインドローラ(1.5t)程度
搬出車両: 2tトラック/ダンプ車
(自転車・歩行者専用道路は通行止め)

- 【凡例】
- 各ステップでの解体範囲を示す
 - 整地範囲を示す
 - 各ステップでの解体進行方向を示す

解体撤去建物リスト				
符号	名称・用途	構造・規模	参考数量	備考
①	住宅 (建築物)	木造 平屋建	127.98㎡	
②	蔵 (建築物)	木造 平屋建	29.16㎡	
③	倉庫 (建築物)	木造 平屋建	9.00㎡	
④	物置 (建築物)	木造 平屋建	2.35㎡	
⑤	物置 (建築物)	軽量鉄骨造 平屋建	11.59㎡	
⑥	物置 (建築物)	木造 平屋建	5.02㎡	
⑦	物置 (建築物)	プレハブ	1.92㎡	
⑧	残土		40.80㎡	すきとり

※ 埋設物についても本工事で撤去処分を行うこと。
 ※ 雑草も除去する事。

